

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和7年6月10日(火)
午後2時00分から午後2時25分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名(現に在任する委員 24名)

議長(会長) 12番 桑田 誠(会議規則第7条)

出席委員数 18名

【1番】矢野 丈一	【2番】渡邊 節夫		
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	【8番】益田 志郎
【9番】竹田 清隆	【10番】渡部 弥栄		【12番】桑田 誠
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	【16番】渡部 正義
【17番】村上 晋太郎	【18番】岡田 勝利	【19番】河野 哲也	
	【22番】藤井 進也	【23番】木村 誠	

欠席委員数 6名

【3番】八木 良太	【4番】岡林 興通	【11番】越智 信彦	【20番】白石 義廣
【21番】藤原 清久	【24番】近松 安文		

4. 議事に関与する職員

局長	砂田 征典
次長	新居田 伸一郎
次長	森本 猛
係長	芝田 裕治
主事	八木 悠斗

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 14 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1～16）

議案第 15 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1～19）

議案第 16 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について（受付番号 1）

議案第 17 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について（受付番号 1～13）

議案第 18 号

農地転用事業計画変更について（受付番号 1）

議案第 19 号

農業振興地域整備計画変更（除外）について（受付番号 1）

議案第 20 号

地域計画変更（除外）について（受付番号 1）

議案第 21 号

今治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の欠員補充について

報告第 11 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（受付番号 1～17）

報告第 12 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（受付番号 1～5）

報告第 13 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（受付番号 1～4）

6. 議事録

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただ今から「令和7年度 第3回総会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員24名中18名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から「令和7年度 第3回総会」を開会いたします。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。</p> <p>まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>今回は、議事録署名人に【6番】高宮 出 委員、【14番】越智 千保子 委員の両委員を私から指名させていただきます。</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。</p> <p>議案第1号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。</p> <p>[受付番号1] 申請地は高部にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は171㎡でございます。</p> <p>[受付番号2] 申請地は波方町宮崎、波方町馬刀瀨にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計509㎡でございます。</p> <p>[受付番号3] 申請地は波方町森上にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,355㎡でございます。</p> <p>[受付番号4] 申請地は大西町山之内にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計4,745㎡でございます。</p> <p>[受付番号5] 申請地は吉海町南浦にある農地6筆で、登記地目は田、畑、面積は合計1,830㎡でございます。</p>

[受付番号 6]

申請地は吉海町椋名にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5,828 m²でございます。

[受付番号 7]

申請地は吉海町本庄にある農地 5 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 2,109 m²でございます。

[受付番号 8]

申請地は吉海町仁江にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,449 m²でございます。

[受付番号 9]

申請地は宮窪町友浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 567 m²でございます。

[受付番号 10]

申請地は宮窪町友浦にある農地 12 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 8,877 m²でございます。

[受付番号 11]

申請地は伯方町伊方にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,560 m²でございます。

[受付番号 12]

申請地は上浦町甘崎にある農地 19 筆で、登記地目は畑、面積は合計 8,082 m²でございます。

[受付番号 13]

申請地は上浦町甘崎にある農地 10 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 6,029 m²でございます。

[受付番号 14]

申請地は上浦町井口にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 57 m²でございます。

[受付番号 15]

申請地は大三島町口総にある農地 11 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,223 m²でございます。

[受付番号 16]

申請地は大三島町浦戸にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,305 m²でございます。

続きまして、議案書 1～5 ページの合計は、16 件、88 筆、面積 50,696 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈している」など農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 15 号についてご説明いたします。
議案書 6 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,034 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、使用貸借権の設定を受けるものでございます。

[受付番号 2]

譲受人は〇〇才の農業兼会社員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,220 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、使用貸借権の設定を受けるものでございます。

[受付番号 3]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 1,467 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 4]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は 2 筆で、地目はいずれも畑、面積は合計 857 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 5]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 376 m²で、現在、

水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 6]

譲受人は〇〇才の農業兼会社員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は292㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 7]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,558㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 8]

譲受人は〇〇才の農業兼公務員、申請地は3筆で、地目は田及び畑、面積は合計1,483㎡で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大および小作地開放のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 9]

譲受人は〇〇才の会社役員、申請地は2筆で、地目はいずれも田、面積は合計636.75㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 10]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は577㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 11]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は田及び畑、面積は合計524㎡で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 12]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は3筆で、地目は田及び畑、面積は合計1,115㎡で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 13]

譲受人は〇〇才の自営業の者、申請地は 2 筆で、地目はいずれも畑、面積は合計 759 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 14]

譲受人は〇〇才の自営業の者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 1,035 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 15]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 3,626 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、賃借権の設定を受けるものでございます。

[受付番号 16]

譲受人は〇〇才の自営業の者、申請地は 8 筆で、地目は畑、面積は合計 12,672 m²で、現在、野菜および柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 17]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 2 筆で、地目はいずれも畑、面積は合計 1,750 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、使用賃借権の設定を受けるものでございます。

[受付番号 18]

譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は 2 筆で、地目は田及び畑、面積は合計 1,582 m²で、現在、野菜及び柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 19]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は 2 筆で、地目は田及び畑、面積は合計 385 m²で、現在、水稻及び柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る要件確認書は 1 ページから 38 ページまでとなります。

それでは、農地法第 3 条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数

等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 18 号 農地転用事業計画変更について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 16 号について、ご説明いたします。
議案書 8 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

申請人は農業者 1 名、申請地は乃万地区矢田の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 122 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る

農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は、農業経営規模拡大に伴い農業用の機械器具が増え手狭で不便になったことから、申請地に隣接し申請人が居住する農家住宅の敷地と合わせて農業用倉庫及び車庫を建築し、農家住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年5月15日で、許可日から令和7年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第1小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

続きまして、議案第17号について、ご説明いたします。

議案書9ページをご覧ください。

[受付番号1]

譲受人は、設計事務所を営む自営業の者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は乃万地区宅間の1筆で、地目は畑、転用面積は499㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在実家住まいですが、子供が生まれたことに伴い、手狭で不便であることから、申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年5月15日で、許可日から令和8年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2]

譲受人は設計事務所を営む自営業の者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は乃万地区宅間の2筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計288㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

事業計画につきましては、譲受人は、設計事務所の業務を行ううえで、建築資材等の置場が必要であることから、申請地を譲渡人から賃貸借し、資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年5月15日で、許可日から令和7年11月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は桜井地区長沢の3筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計1,887㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われまます。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年5月15日で、許可日から令和7年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4]でございますが、議案第18号が関連しておりますので、時系列にご説明するため、議案第18号、議案第17号の[受付番号4]の順でご説明いたします。

それでは、議案第18号について、ご説明いたします。

議案書10ページをご覧ください。

申請人は当初計画者の相続人であり、申請地は桜井地区且の市街化調整区域で、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されます。

本件は、当初計画者が昭和48年に自宅及び自宅への道路を整備する目的で転用許可を受けた事業計画の変更でございます。

当初計画者は、昭和48年に転用許可を受けた後、直ちに盛土工事を行い、住宅の建築工事に入ることを予定していましたが、諸事情により計画を一時中断していたところ、当初計画者が死亡し相続人は現住所に自己用住宅に所有しており、新たに住宅を建築する必要がないため転用計画は塩漬け状態となっていたが、この度転用事業を承継したいとの申し出を受けたことから、事業計画変更の承認を受けようとするものでございます。

変更点でございますが、必要面積を495㎡から450㎡に、転用目的を住家および道路から自己用住宅に変更しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年5月15日で、許可日から令和7年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、議案第17号[受付番号4]について、ご説明いたします。

議案書9ページをご覧ください。

議案第18号の事業計画変更に伴い、変更される転用計画農地につきまして、当初計画者およびその相続人から事業を引き継ぎ、自己用住宅を建築する目的で転用許可を受けようとするものでございます。

申請地は2筆で、転用面積は合計450㎡の第1種農地でございます。

本件は、第1種農地の例外許可事由である「集落接続」に該当していることから、農地の区分と転用目的は問題ないと思われれます。

[受付番号5]

譲受人はタオル等の製造・販売等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は桜井地区国分の1筆で、地目は田、転用面積は1,894㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われれます。

事業計画につきましては、譲受人は、事業拡大に伴い従業員数が増加し、従業員用の駐車場が不足していることから、申請地を譲渡人から購入し、露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年5月15日で、許可日から令和8年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6]

譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者2名、申請地は清水地区中寺の2筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計492㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由である集落接続に該当していることから、農地の区分と転用目的は問題ないと思われれます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、子供が増え手狭で不便になったことから、譲渡人から申請地を購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年5月15日で、許可日から令和7年

10月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7]

譲受人は土木建設業を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は清水地区新谷の1筆で、地目は田、転用面積は2,780㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、事業拡大に伴い、受注も増加していることから、申請地を譲渡人から購入し、事業効率の向上を図るため露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年5月15日で、許可日から令和7年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号8]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は朝倉地区朝倉下の1筆で、地目は田、転用面積は837㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年5月15日で、許可日から令和7年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号9]

譲受人は農業者1名、譲渡人は譲受人の亡き祖父、申請地は波方地区馬刀潟の1筆で、地目は畑、転用面積は259㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農業用倉庫を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地

の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、農業経営規模拡大に伴い農業用の機械器具が増え手狭で不便であることから、申請地に農業用倉庫を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年5月15日で、許可日から令和7年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第4小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号10]

譲受人は自営業者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は吉海地区仁江の1筆で、地目は畑、転用面積は626㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人がコンテナルーム展示場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、コンテナルームの展示、販売及びレンタルをするため、申請地を譲渡人から購入し、コンテナルーム展示場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年5月15日で、許可日から令和7年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号11]

譲受人は不動産業及び太陽光発電事業等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は宮窪地区宮窪の2筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計1,097㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年5月15日で、許可日から令和7年12月25日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 12]

譲受人は農業者 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は伯方地区伊方の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 757 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、農業及び自動車修理販売業を営んでおり、後継者である孫は現在親と同居しているため手狭で不便であることから、譲渡人から申請地及び隣接地を購入し、農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 7 年 5 月 15 日で、許可日から令和 7 年 10 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第 5 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 13]

譲受人は移住者 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は大三島地区浦戸の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 107 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が物置・倉庫・露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、令和 7 年より現在の住居に県外から移住してきましたが、自家用車の駐車スペースがなく、家財道具の収納スペースも不足していることから、譲渡人から申請地を購入し、物置・倉庫・露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 7 年 5 月 15 日で、許可日から令和 7 年 9 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第 6 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、手元にお配りしております農地法第 4 条及び第 5 条の許可に係る

申請書ごとの要件確認書ですが、39 ページ以降をご覧ください。
それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。
農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用及び事業計画変更はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、やむを得ないものとして知事に進達いたします。
なお、議案第 17 号の受付番号 4 および受付番号 6 は、申請地が第 1 種農地の転用に係る案件でありますので、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第 19 号 農業振興地域整備計画変更(除外)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 11 ページをお開きください。
議案第 19 号は、農振農用地区域からの除外について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。
[受付番号 1]
申請者は、転用者が建築する農家住宅に土地を供するため、大西地区宮脇の申請地を農用地区域内農地から除外しようとするものでございます。
本件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、議案第 20 号 地域計画変更 (除外) について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 12 ページをお開きください。
議案第 20 号は、地域計画の変更 (除外) について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。
[受付番号 1]
申請者は、転用者が貸露天駐車場及び貸露天資材置場を整備するため、菊間地区浜の申請地を地域計画から除外しようとするものでございます。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、議案第 21 号 今治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の欠員補充について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 13 ページをお開きください。議案第 21 号は、今治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の欠員補充についてでございます。

現在、農地利用最適化推進委員に欠員が生じております。「推進委員の委嘱等に関する規程第 8 条第 1 項、「農業委員会は、推進委員に欠員を生じた場合は、推進委員の補充に努めなければならない」の規定により、欠員補充の実施を提案するものでございます。

それでは、右側の今治市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の概要について説明いたします。

- 1 募集人員について、募集人員は 2 人、担当区域は第 1 地区です。
- 2 身分について、今治市特別職の非常勤職員になります。
- 3 任期について、前任者の残任期間ですので、委嘱日から令和 8 年 7 月 19 日です。
- 4 報酬について、今治市報酬及び費用弁償支給条例に定める額となります。
- 5 推進委員の要件については、(1) から (7) のとおりでございます。

続いて、6 推薦及び応募の方法について、次の 14 ページもご覧ください。

- (1) 推薦については、①農業者が推薦する場合、②農業者が組織する団体が推薦する場合の 2 つの方法によります。
- (2) 応募については、公募に応募しようとする者が、応募書に必要事項を記載し応募します。
- (3) 提出先について、今治市農業委員会事務局、又は各支所住民サービス課が提出先となります。
- (4) 推薦・応募様式の入手方法については、今治市農業委員会事務局、各支所住民サービス課の窓口に備えるほか、今治市ホームページからも入手可能としています。
- 7 受付期間について、令和 7 年 7 月 1 日から 7 月 31 日の 1 月間としております。これは、「推進委員の委嘱等に関する規程第 5 条第 1 項」に「推薦の求め及び募集の期間は、1 月以上とする」と規定しているためです。
- 8 委嘱方法について、推薦された者又は応募した者については、今治市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催する場合があります、農業委員会が推進委員を決定し、委嘱します。
- 9 その他について、受付期間の中間及び期間終了後に、市ホームページ等で、提出のあった推薦及び応募に係る書類に記載された (1) から (7)

の事項を公表します。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして

報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

議案書 15 ページから 18 ページの報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 17 件の届出がありました。取得事由はすべて相続であり、権利内容は所有権が 16 件、賃借権が 1 件でありました。

議案書 19 ページの報告第 12 号 農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 5 件の届出があり、合計面積は 1,624 m²でありました。

報告第 12 号につきましては、各小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第 11 号から第 12 号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書 20 ページの報告第 13 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知でございます。

今月は 3 件の届出があり、合計面積は 4,621 m²でありました。反対給付は、「なし」となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員 (意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

【閉会后】

事務局 事務局から、次回の総会の日程について連絡します。
次回の総会ですが、令和7年7月10日 木曜日 午後2時から今治市役所第2別館11階特別会議室1号2号で開催しますので、よろしくお願ひします。
なお、この後、直ちに「今治市農業委員会役員会」を開催いたしますので、引き続きご協力の程、よろしくお願ひいたします。